

茨城東病院原子力災害避難計画

第1 総則

(目的)

1 この計画は、茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、試験研究用等原子炉施設（JRR-3）の事故による原子力災害が発生した場合の茨城東病院の対応について必要な事項を定め、入院患者等が迅速かつ的確な避難を行うことを目的とする。

(施設管理者等の役割)

- 2 (1) 施設管理者は、本計画に基づき職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員は、施設管理者の指示のもと、入院患者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 入院患者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び職員の指示に従うものとする。

第2 平常時の対応

(災害対応組織の計画)

- 3 施設管理者は、原子力災害に適切に対応するために必要な体制（災害対策本部）を別表1によりあらかじめ定めておくものとする。

(緊急連絡体制等の整理)

- 4 (1) 施設管理者は、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を定めておくほか、職員の原子力災害時緊急連絡網、招集・参集方法および入院患者家族への連絡手段を構築しておくものとする。
- (2) 原子力災害時緊急連絡体制及び職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧（別表2）のとおりとする。

(原子力防災教育、避難訓練の実施)

- 5 施設管理者は、次の取り組みに努めるものとする。
 - ①原子力災害についての職員の理解と関心を高めるための、原子力防災教育
 - ②避難等の防護措置の円滑な遂行を図るための、原子力災害避難訓練等の実施

(備蓄および点検)

- 6 (1) 施設管理者は、食糧、飲料水・医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、定期的に点検を行うものとする。
- (2) 備蓄物資の種類および数量は、別表3のとおりとする。

第3 災害時の対応

(災害対応組織の設置)

- 7 施設管理者は、国、県、市町村等から、試験研究用等原子炉施設（JRR-3）で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする災害対策本部を設置する。

(本部長及び副本部長の責務)

- 8 (1) 本部長は、避難実施責任者として、原子力災害応急対策全般について、一切の指揮を行うものとする。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときはその職務を行う。

(情報の伝達および支援要請)

- 9 (1) 原子力災害等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。
- (2) 連絡調整班は、原子力災害等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、県保健福祉部や市（町村）の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- (3) 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、職員に必要な情報を伝達するとともに、緊急連絡先一覧（別表2）により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

(施設の安全確認)

- 10 安全確認班は、原子力災害等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用避難設備の確認を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じるものとする。

(応急物資の確保)

11 応急物資班は、原子力災害等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、入院患者移送資機材、非常用自家発電機等を確保するものとする。

(屋内避難)

- 12 (1) 本部長は市（町村）災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示にもとづいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。
(2) 各班は、あらかじめ定めた避難手順をもとに活動するものとする。
(3) 入院患者および付添者等は、職員の指示に従うものとする。

(避難先病院の確保)

- 13 (1) 本部長は、避難先病院の選定について、県保健福祉部災害対策本部に対し調整を依頼する。
(2) 避難先病院の決定後、連絡調整班は、避難に備え、避難先病院における受入について確認および調整を行う。

(避難準備)

- 14 (1) 本部長は、原子力災害が発生したという情報があった場合には、避難誘導班を指示し、入院患者に避難の準備をさせるものとする。
(2) 避難誘導班は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要的不安および動搖を与えないようとするものとする。なお、早期退院が可能な患者については退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引継ぎを行う。
(3) 本部長は、県保健福祉部災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および人員の派遣など、避難に関する情報提供と支援要請を行うものとする。

(避難)

- 15 (1) 本部長は、避難指示があった場合、その指示に基づき、各班を指揮し、入院患者及び施設職員を避難させるものとする。なお、避難手段等の確保に時間を要する場合や、避難することにより入院患者等の心身の状態が悪化する恐れがある等の場合には、屋内避難を優先する。
(2) 搬送する入院患者は、避難先病院と受入調整および適切な避難手段が確保された者から、順次、避難を開始するものとする。

- (3) 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。
- (4) 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行うものとする。
- (5) 避難誘導班は、避難先病院に到着後、本部長に連絡するものとする。
- (6) 応急物資班は、避難先病院で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
- (7) 避難の開始、避難を終了した場合などの施設の対応状況については、その都度、県保健福祉部災害対策本部に報告するものとする。
- (8) 連絡調整班は、入院患者の家族に避難に関する情報を連絡するものとする。

(避難先病院における医療支援等)

16 施設職員は、避難先病院における医療活動に協力する。

(患者への医療の維持)

- 17 (1) 避難に際しては、入院患者の状態に留意し、その症状に応じて必要な医療の提供に努めるものとする。
- (2) 避難先における患者への医療については、避難先施設と調整の上、可能な限り避難前と同様の医療を受けられるよう努めるものとする。
- (3) 避難が長期化する場合においては、患者がより環境の整った医療機関へ転院できるよう、検討を行うものとする。

施行日：令和3年3月1日

別表1

原子力災害対応組織

【茨城東病院】R3.4.1 現在

組織名	役職	職・氏名	担当業務
	本部長	院長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任(原子力災害応急対策の実施全般についての指揮)
	副本部長	副院長 [REDACTED] 事務部長 [REDACTED] 看護部長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐 ・避難状況のとりまとめ ・入院患者避難等状況のとりまとめ ・本部長に事故があったときの代理
連絡調整班	班長	管理課長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事故等の情報収集
	班員	庶務班長 [REDACTED] 庶務係長 [REDACTED] 庶務係 [REDACTED] 給与係 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関との連絡調整・支援要請 ・職員への連絡 ・避難先施設への連絡 ・入院患者の家族等への連絡
安全確認班	班長	経営企画室長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・施設被害状況の確認
	班員	業務班長 [REDACTED] 経営企画係長 [REDACTED] 財務管理係長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、危険物の安全確認 ・外気の遮断 ・火の元の確認
応急物資班	班長	企画課長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水、医薬品、資機材の確保
	班員	契約係長 [REDACTED] 契約係 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・持出品の確認 ・避難先施設で利用する物資、資機材の輸送
避難誘導班	班長	副看護部長 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者への情報伝達、安全確認
	班員	専門職 [REDACTED] 算定病歴係長 [REDACTED] 診療情報管理係長 [REDACTED] 診療情報管理士 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の避難準備、避難誘導 ・入院患者の家族等への引き渡し ・避難中の入院患者のケア

別表2

緊急連絡先一覧

【茨城東病院】

【関係機関】

連絡先	名称	電話	FAX	Eメール
県	茨城県	029-301-1111		
	総務課	[REDACTED]	[REDACTED]	
	防災・危機管理課	[REDACTED]	[REDACTED]	
	原子力安全対策課	[REDACTED]	[REDACTED]	
	消防安全課	[REDACTED]	[REDACTED]	
市町村	東海村	029-282-1711	029-287-0317	
	ひたちなか市	029-273-0111		
消防署	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	029-273-0211	029-275-0090	
	ひたちなか・東海広域事務組合東海消防署	029-282-2153	029-287-0629	
	東海村消防団本部	029-282-1711	029-270-4418	
警察署	茨城県警察本部	029-301-0110		
	ひたちなか警察署	029-272-0110		
国立病院機構	総務部	03-5712-5050	03-5712-5081	[REDACTED]
	医療部	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
関東信越グループ	運営担当	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	医療担当	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
DMAT 事務局	災害医療センター	042-526-5511	042-526-5535	
自衛隊	陸上自衛隊（勝田）	029-274-3211		
	航空自衛隊（百里）	029-952-1331		
協力施設	避難先病院 筑波学園病院	029-836-1355	029-836-1918	[REDACTED]
	避難先病院 龍ヶ崎済生会病院	0297-63 7111	0297-63-7163	[REDACTED]
	避難先病院 霞ヶ浦医療センター	029-822 5050	029-824-0494	[REDACTED]
	受入元病院 櫛田病院	0246-63-3202	0246-62-7200	
	受入元病院 いわき市立磐城共立病院	0246-26-3151	0246-26-2224	

※その他緊急連絡先については、災害マニュアルに掲載

6/28

別表3

備蓄品リスト

【茨城東病院】

区分	品名	数量	保管場所	使用期限	
食糧・飲料 (入院患者用)					
(職員用)	災害対策マニュアル「非常食リスト」(入院患者用)のとおり				
	災害対策マニュアル「非常食リスト」(職員用)のとおり				
医薬品	災害対策マニュアル「医薬品リスト」のとおり				
衛生用品	災害対策マニュアル「医療用消耗品リスト」のとおり				
搬送用具等	ストレッチャー	10台	各病棟・外来		
	車椅子	50台	各病棟・外来		
	搬送用自動車	3台	車庫		
その他	非常時情報機器等				
	災害対策マニュアル「本部必要物品」のとおり				

別表4

避難先病院、避難手段、避難経路

【茨城東病院】

避難先病院	<p>①筑波学園病院（茨城県つくば市上横場 2573-1） ②龍ヶ崎済生会病院（茨城県龍ヶ崎市中里 1-1） ③霞ヶ浦医療センター（茨城県土浦市下高津 2-7-14）</p>
避難手段	<p>※県が関係機関と連携して車両を確保するため、施設保有車両と調達する車両等について整理してください。</p> <p>(施設保有車両)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 3台(8人乗1台、5人乗1台、4人乗1台) ・リフトカー 1台 <p>施設保有車両で不足する場合は県に連絡する。</p> <p>(県調達車両)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車 10台 ・福祉車両 10台 ・バス 5台 ・リフトカー 5台 <p>} 入院患者の状態等により車両の種類、台数が変動する</p>
避難経路	<p>避難における主要な道路を記載してください。</p> <p>①国道 245 号（常陸那珂有料道路経由）→北関東自動車道（ひたち海浜公園 IC→茨城町 JCT）→常磐自動車道（友部 JCT→桜土浦 IC）→国道 354 号（施設）筑波学園病院</p> <p>②国道 245 号（常陸那珂有料道路経由）→北関東自動車道（ひたち海浜公園 IC→茨城町 JCT）→常磐自動車道（友部 JCT→つくば JTC）→首都圏中央連絡自動車道（→牛久阿見 IC）→県道 48 号→国道 408 号→県道 34 号</p> <p>(施設) 龍ヶ崎済生会病院</p> <p>③国道 245 号（常陸那珂有料道路経由）→北関東自動車道（ひたち海浜公園 IC→土浦北 IC）→国道 125 号→国道 6 号→県道 123 号（施設）霞ヶ浦医療センター</p>

8/38

【緊急連絡網】

連絡順位	職名		携帯電話	参集方法	参集時間
			携帯メール		
1	幹部	「幹部緊急連絡網」		—	—
2	事務	「管理課・企画課緊急連絡網」			
3	医局	「診療部緊急連絡網」			
4	看護	「看護部緊急連絡網」			
5	コメティカル	「薬剤部緊急連絡網」			
		「診療放射線科緊急連絡網」			
		「臨床検査科緊急連絡網」			
		「リハビリテーション科緊急連絡網」			
		「栄養管理室緊急連絡網」			
6	その他	「療育指導室緊急連絡網」			
		「医事・診療情報管理室緊急連絡網」			
		「医師事務作業補助者緊急連絡網」			

※各部署等の緊急連絡網については、災害対策マニュアルに掲載

●参集方法、参集時間等については、事業継続計画書（BCP）に掲載